

平成20年第1回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成20年3月 6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年3月17日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名  
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君  
教育長 見並健一君 会計管理者 森島千里君  
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君  
生活福祉課長 林裕紀君 上下水道課長 小林一雄君  
建設産業課長 前田浩三君 病院老健事務局長 田間宏紀君  
教育事務局長 辻誠君 農林商工課長 田畑良和君  
政策財政担当課長補佐 中村元紀君 総務担当課長補佐 田村優君  
教育委員長 松田隆作君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君  
同書記 中川泰成君

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 2 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例  
の制定について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 3 号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定について  
( 討論・採決 )
- 第 4 . 議案第 4 号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定について  
( 討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 5 号 玉城町使用料条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 6 号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正  
について ( 討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 7 号 玉城町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一  
部改正について ( 討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 8 号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の  
一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正つ  
いて ( 討論・採決 )
- 第 10 . 議案第 10 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 11 . 議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 12 . 議案第 12 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の  
増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に  
関する協議について ( 討論・採決 )
- 第 13 . 議案第 13 号 平成 20 年度玉城町一般会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 14 . 議案第 14 号 平成 20 年度玉城町国民健康保険特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 15 . 議案第 15 号 平成 20 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
予算 ( 討論・採決 )
- 第 16 . 議案第 16 号 平成 20 年度玉城町老人保健特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 17 . 議案第 17 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 18 . 議案第 18 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 19 . 議案第 19 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 20 . 議案第 20 号 平成 20 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 21 . 議案第 21 号 平成 20 年度玉城町病院事業会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 22 . 議案第 22 号 平成 20 年度玉城町水道事業会計予算 ( 討論・採決 )

- 第 2 3 . 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 2 4 . 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 2 5 . 議案第 2 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ( 追加議案 )
- 第 2 6 . 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 5 号 )  
( 追加議案 )
- 第 2 7 . 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算  
( 第 4 号 )( 追加議案 )
- 第 2 8 . 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算  
( 第 3 号 )( 追加議案 )
- 第 2 9 . 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算  
( 第 4 号 )( 追加議案 )
- 第 3 0 . 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予  
算 ( 第 3 号 )( 追加議案 )
- 第 3 1 . 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算  
( 第 3 号 )( 追加議案 )
- 第 3 2 . 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 追加議案 )
- 第 3 3 . 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 追加議案 )
- 第 3 4 . 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予  
算 ( 第 2 号 )( 追加議案 )
- 第 3 5 . 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 追加議案 )
- 第 3 6 . 発議第 1 号 道路特定財源の確保を求める意見書 ( 案 ) について  
( 追加議案 )
- 第 3 7 . 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について ( 追加議案 )

( 午前 9 時 0 2 分 開会 )

議長 ( 小林一則君 ) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 0 年第 1 回玉城町議会第 4 日目の会議を開会致します  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 ( 小林一則君 ) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会

議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において  
8番 中瀬信之君 9番 山口和宏君  
の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2・議案第2号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題と致します。これより討論を行いません。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第3・議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定についての反対討論をさせていただきます。この後特別会計も続いてこれに伴って出てまいります。後期高齢者医療に関する問題は、75歳以上の方々を扶養家族であった方を切り離し、或は夫婦を切り離し強制的に別の保険に入れようとし保険料は非常に高くなってまいりますし、国会でのやり取りを見ておりましても本当に異常な保険制度であるということが、明らかになってまいりました。全国の自治体市町村の中でも、4分の1を越える5百数十という自治体がこの制度の異常さを訴え後期高齢者制度の廃止を政府に対して意見書をあげております。少々の手直しをするだけでは追いつかない。大変なものでございます。廃止を要求するこの自治体の要請は当然だと思っております。私もこの制度を廃止の為の署名運動に取り組んでまいりました。そしてこの後期高齢者医療制度は75歳以上の方々にとって不幸な制度だけではなく若い世代に対しても大きな負担を用いるそういう制度であります。保険料は高く、医者にかかる場合には大変制限を受ける差別医療が織り込まれております。又、健康診断におきましても義務はうたっておりませんが、一応全国の各後期高齢者医療をやる県におきましては、県として広域連合を組んでおりますが各広域連合とも健康診断はやると決めておりますが、それでもなお且つこの高齢者が本当に1日でも健康で長く活躍をして頂くとするそういう主旨のものでないことが明らかになっております。ひ

とえに自民党、公明党政府は高齢者の医療費にかかる部分を大幅に削減をするこのために作り上げられた制度であります。私は、こんな制度は廃止するしかない、このように考えて行動をしてまいりました。この玉城町でも初めての条例制定でございますけれども反対の意見を述べさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第4号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定についてを議題と致します。これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

次に、賛成討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん  
5番（鈴木加奈子さん）このたび玉城町の使用料条例の一部改正が提出されました。これまでIT教室、その他使用料について規定がなかった部分もございですが、改めて使用料の改正という形の中で新たなものも組み込まれながら提案がされてまいりました。中央公民館入り口などにこの改定のごと張り出されておりました。4月1日からは、町民も徴収をすると言う記述がされております中で、町民の皆さん、文化協会の関係の方たちは早速立ち上がりました。その中で文化協会の方たちには、すでに町長から今までどおり使用して頂きます。徴収しないと。いうことを回答されたという

ことも伺いました。その後、議会の中の私質問をしまして町民の皆さんの文化或は、健康増進、福祉増進のために町民の皆さんがコミュニケーションを持ち、一日でも長く元気で活躍をしてもらえるように家に閉じこもることが少ないように、そんな方向で取り組んでもらいたいと願って質問したのでございますが、町長はこれを受け入れ徴収をしないということをお答えになりました。その中には、免除に関しませう要請を書く団体が行うという事で、申請用紙は準備をしているという事でありませう。さて、この4月から徴収するのに、なぜ鈴木加奈子は賛成討論にたったのかとこのように不思議に思われると思ひましたので、改めてはっきりとその点をさせているところでございます。なお、町外の方たちによって先にこの場所の先取りをされてしまつて、町内の方が十分に活用できないそういったこともこの会議の中で改めて示されたことございませうが、この料金設定というのはもっぱら町外の方に対するものであるとするならば、むしろもっと高くして町外の方に場所を占拠されなくて、町内の方が使えるように、そんな方向で取り組まれることを私は願ひていませう。この料金改定は、町内の方々に対して悪い影響はない。今までどおり無料に使える。こういうことが明らかになりましたので、賛成をさせて頂ひませう。以上です。

議長（小林一則君） これにて討論を終結致しませう。

これより本案を採決致しませう。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めませう。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。よつて議案第5号は原案のとおり可決されませう。

議長（小林一則君） 次に、日程第6．議案第6号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正についてを議題と致しませう。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許しませう。

（ 討論省略」 の声 ）

これにて討論を終結致しませう。

これより本案を採決致しませう。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めませう。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。よつて議案第6号は原案のとおり可決されませう。

議長（小林一則君） 次に、日程第7． 議案第7号 玉城町保健福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致しませう。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第8・議案第8号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。4番 高木市郎君

4番(高木市郎君)議案第5号と関連をしております8号議案に対して反対討論を行います。当町には20あまりの補助団体があるかと思えます。勿論、町より補助金が出ているわけございまして、この理由はその補助団体が町域に寄与しているということにならうかと思うしております。それでは広域とはどういうことか、私は、福祉や健康、又、教育、文化レベルの向上ということにならうかと思っております。この議案が4月1日から実施されますと殆どの補助団体が、停滞或は、減少してしまうのではないかというふうに懸念を致しております。特に、ふれあいホールの使用料に関しましては今までの5倍以上という事で、どのような計算根拠なのか疑問を抱くところであります。伊勢市にご存知の観光文化会館というのがございます。芸能人が良く使用している1500席の大ホールでございます。ここの使用料金は冷房料金は1時間6千280円このホールと同等の料金を徴収するふれあいホールは330席です。町民のために建設されたホールの使用料金と同等の料金を徴収するということにつきましては、私は理解ができません。又、このホールは町外の方も良く利用されておりますが、その場合は殆ど、営利という事で使用されていると思っております。従いまして、このふれあいホールの使用の目的は何なのか、営利なのか、福祉なのか、教育なのか、色々あるかと思えますが、再度その辺を検討されて料金設定をされることを私は要望致します。従いまして、今までの提案に対して私は反対であります。以上です。

議長(小林一則君)次に、賛成討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第9・議案第9号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第10・議案第10号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第11・議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)



挙手多数であります。よって議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 1 2 . 議案第 1 2 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 1 3 . 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計予算乃至日程第 2 4 . 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております、これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長(高木市郎君)議長より予算決算委員会審査の報告を求められましたのでご報告を致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第 1 3 号 平成 2 0 年度 玉城町一般会計予算乃至、議案第 2 4 号 平成 2 0 年度 玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を、去る 3 月 1 3 日午前 9 時より第 4 会議室におきまして、町長、副町長、並びに教育長又関係課長、関係特名監及び関係課長補佐の出席と議長同席のもとに委員全員出席の上審査を実施致しました。予算決算常任委員会審査は 1 3 名の委員により慎重に審査が行われました。その審査の内容につきましては、省略させて頂き後日委員会会議録をご高覧賜わりたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。はじめに、議案第 1 3 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計予算につきまして、質疑を終了し反対討論及び賛成討論の後、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 4 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 5 号 平成 2 0 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会

計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成20年度玉城町老人保健特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成20年度玉城町介護保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑はなく反対討論の後、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度玉城町病院事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度玉城町水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案とおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告と致します。

議長(小林一則君) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。お諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第13号 平成20年度 玉城町一般会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第14号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第15号 平成20年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第16号 平成20年度玉城町老人保健特別

会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第17号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第18号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第19号 平成20年度玉城町介護保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君) 次に、議案第20号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君) 次に、議案第21号 平成20年度玉城町病院事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君) 次に、議案第22号 平成20年度玉城町水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第23号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)これより追加議案の審査を行います。

日程第25 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第25号 教育委員会委員の任命つき同意を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。現教育委員の上村直義氏は、平成20年4月14日を持って任期満了となりますが、同人の人格、識見は、共に教育委員として適任であると考えますので、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。補足は省略致します。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。発言を許します。2番 風口尚君

2番（風口尚君）教育委員さんのことですが、私、聞かさせてもらって、おりましたのに、保護者という方が一人入らなければ行けないということ、聞かさせていただいたのですが、又上村さんが悪いというわけではないのですが、その点についてどうなっているのか詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）法的な見解にとどめさせて頂きたいと思いますが、このたび議員の皆様にもお話申し上げておりますように、地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正がされております。20年4月1日からこれが施行されていくわけでございますが、その中で今回の法律の条項でございますが、質疑のございます教育委員への保護者への選任の義務化ということがされておりますが、この4月1日以降について地方公共団体の長は、その保護者を含む教育委員会委員を選任に勤められなければならない。という条項になってございます。そういう事でございますので、今直ちにこれが違法性があるということではございませんので、今後、町長の方でお努め頂くのではないかと判断を致しております。以上です。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第26．議案第26号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第5号）乃至日程第35．議案第35号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第26号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算総額を変更することなく、各科目において調整したものでござ

います。歳入の主なものと致しましては、固定資産税の増額、町民税において、個人町民税の収入見込みの減、入湯税の減額などであります。譲与税、交付金につきましては、見込みの過不足調整を致したもので、配当割り・株式等譲渡所得割交付金の増額、自動車重量譲与税の減額、自動車取得税交付金の減額などがございます。国庫支出金におきましては、児童手当関係の負担金、及び保険基盤安定国庫負担金の減額などを計上しております。県支出金におきましては、国庫支出金と同様に児童手当関係の負担金及び保険基盤安定県負担金の減額などの精査を致しております。そのほか、財源手当ができましたので、地域福祉基金からの繰入を取り止めております。地方債につきましては、財政対策債の割り当てがありましたので、農林水産債について増額いたしております。次に、歳出の主なものと致しましては、総務費では、総務管理費で後年度の財源調整に対処するため、財政調整基金に3千万円積み立てし、又徴税費におきましては、法人町民税の過誤納還付金を増額しております。民生費では、社会福祉費で、産休育休等による人件費の減額のほか、新年度を迎えるにあたり、保育所の修繕費などを増額しております。衛生費では、休日診療所運営負担金の減額、予防接種の接種者数増加に伴い、委託料及び補助金を増額しております。農林水産費では、伊勢地域農業共済組合負担金の減額のほか、事業精査による増減を行っております。商工費では、山村振興事業特別会計繰り出し金の増額、工場周辺整備工事請負費の減額などであります。土木費では、工事請負費から原材料費への組み替えのほか、道路新設改良事業、及び地方道路整備交付金事業において、用地取得等に関連し進歩が見込めず、事業の一部を20年度に繰越して実施するため繰越明許費の設定を致しております。消防費では常備消防費において、広域消防委託料231万円の増額などを計上しております。教育費では、小中学校の教育パソコンリース料、総合グラウンドの照明修繕工事請負費の減額のほか、修繕料の増額を計上しております。諸支出金では、病院事業会計への繰り出し金の増額を計上しております。又、公共下水道事業会計への繰り出し金につきましては、事業の関係上一部を翌年度に繰り越すことといたしてございます。詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第27号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ725万4千円を減額し、予算総額を13億1千986万3千円とするものでございます。歳入の主なものといたしまして、退職者の療養給付費交付金900万円の増額、共同事業交付金975万8千円の減額であります。歳出におきましては、共同事業拠出金944万8千円の減額が主なものです。



詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第28号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第3号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、医療諸費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ4千13万円を増額し、予算総額を9億8千241万3千円とするものであります。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に 議案第29号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに各科目において予算調整するもので、歳入歳出それぞれ101万7千円を減額し、予算総額を5千353万円とするものであります。詳細につきましては、農林商工課長から説明を致させます。

次に、議案第30号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入で諸収入及び事業債などで69万6千円を減額し、歳出で、農業集落排水維持管理費など各科目を精査して、歳入同様69万6千円を減額し、歳入歳出総額を2億6千532万8千円とするものであります。詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第31号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、地域支援事業の精査を行い、歳入歳出それぞれ173万1千円を減額し、予算総額を8億1千959万3千円とするものでございます。詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第32号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに予算調整を行い、又、累積欠損金補填の財源として一般会計から繰り入れを行うもので、収益的収支において、収入で1千711万円の増額、支出で211万円を増額するものであります。また、資本的収支におきましては、収入で他会計負担金及び補助金で110万2千円の減額と、支出で建設改良費110万2千円を減額するものであります。詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を致させます。

次に、議案第33号 平成19年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、業務の予定量で年間給水量の増加を見込むとともに、予算調整を行うもので、収益的収入において営業収益等で1千323万8千円の増額と、支出で営業費用など2千201万2千円を減額するものであります。又、資本的収支においては、収入で分担金収入2千961万8千円の減額、支出においては建設改良費など7千407万4千円を減額するものであります。詳細につきましては上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第34号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査し、年間予算の調整をいたすものであります。収益的収支において施設事業収益、施設事業費用とも2万4千円を減額し、予算総額3億2千929万1千円とするものであります。

詳細につきましては、病院老健事務局長からの説明を致させます。

次に、議案第35号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、業務予定量の増加による営業収益の増など予算の調整を行うもので、収益的収支の収入において26万4千円の増額、支出において809万2千円を減額しようとするものであります。また資本的収支においては、収入の企業債などで697万円の減額を、支出で建設改良費1千325万7千円の減額をするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

なにとぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)ここで10分間休憩致します。

( 9時50分 休憩 )

( 10時00分 再開 )

議長(小林一則君)再開致します。休憩前に引き続き補正予算に対する提案理由の説明を続けます。副町長 坪井信義君  
副町長(坪井信義君)議案第26号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長 ( 小林一則君 ) 生活福祉課長 林裕紀君  
生活福祉課長 ( 林裕紀君 ) それでは、所管を致します、3 議案につきまして、補足説明を申し上げます。

先ず、議案第 27 号 平成 19 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第 28 号 平成 19 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第 31 号 平成 19 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長 ( 小林一則君 ) 農林商工課長 田畑良和君  
農林商工課長 ( 田畑良和君 ) それでは、議案第 29 号 平成 19 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長 ( 小林一則君 ) 上下水道課長 小林一雄君  
上下水道課長 ( 小林一雄君 ) それでは、所管をいたします 3 議案について補足説明を致します。先ず、議案第 30 号 平成 19 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第 33 号 平成 19 年度玉城町水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第 35 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）それでは、所管いたします議案第32号及び、議案第34号につきまして補足の説明を申し上げます。

先ず、議案第32号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第34号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより各議案に対する質疑・討論・採決を行います。

先ず、議案第26号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）24ページの地域福祉基金の繰入金を使わないことにしたとこのように説明があったわけですが、当初、これはどういうふうに活用しようとしていたのか、お伺いしておきたいと存じます。次に、38ページですが介護予防費のなかで、配食サービス業務委託料10万3千円の減でございまして、この業務委託料だけの金額ですとどんな金額になっているのかこの場所ではわかりにくいのですが、43万3千円であろうかと思いますが、この内容について伺いたいです。実は、町内の多くの女性、及び男性の方々が参画いたしまして、無報酬のボランティアによりまして配食サービスを行っております。私も参加させて頂いておりますが、それであるのに業務委託料というものが、ここに出てまいりましたのでこの内容は、如何なのか。詳しく説明を頂きたいと思っております。それから、60ページですが中学校費の需用費の中におきまして修繕料65万1千円先ほど説明があったのかわかりませんが聞き漏らしました。再度の説明をお願いします。それから学校給食需用費で28万4千円とあるのですが、この内容についてお聞かせを頂きたいと思っております。それから4月から1千500万円で委託料として掲げ中学校の学校給食を給食調理室この部屋を丸ごとただで貸して、調理器具もただで貸してその上で、そこで営業をさせるというようなこんな異常な事態が待ち受けているわけですがございますけれども1千500万を使うのであれば玉城町の方をきちっとお雇いになって、やっていけるはずではないかと思うわけですがその準備などが、ここの中学校費の中で出てきているのかとこのよう

に思いましたのでお伺いを致しております。よろしく申し上げます。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）福祉基金でございますが、当初につきましては、敬老年金、母子福祉年金、障害者年金等に充当を予定しておりましたが、財源等の調整がつきまして今年度の事業等に活用したいという事で、今年度につきまして取り上げさせていただいたという状況でございます。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）38ページの配食サービス業務委託料についてですが、この事業は介護予防と生きがいの活動支援事業と合わせて65歳以上の単身者又は、高齢者のみの世帯、並びに調理が困難の方を対象に毎月2回今のところ、第2・第4の土曜日希望者につきまして、1回200円の負担をして頂いて見回りということも含めて、業者の方に配食のサービスを致しております。又、町はこの業者に400円を支払うという事で合わせて600円という事でございます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）お尋ねの中学校費の中の修繕料でございますが、修繕料総額の中で今回主に増額いたしますのは、中学校の給食用のエレベーターの籠本体の取替えにかかわりますものでございます。又、学校給食需用費の中で28万4千円の増額をお願いしておりますが、これにつきましては、ガスの回転釜の修理でございます。よろしくお伺いを致します。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）先ず最初に、福祉基金につきましては、福祉医療にかかわるものに使おうとしていたが、財政的に基金を取り崩さなくても済むことになったという事でございますのでわかりました。次に、配食サービスの問題でございますが、65歳以上の方に月に2回ということは、そうしますと月に2回無料の配食サービス食材費を頂きながら無償ボランティアでやっております。その間の日曜日に当るようになさっているのかというふうに思ったわけでございますが、何人の方に対してこの配食サービスをなさっているのか。それからこの委託業者はどこですか。町内の方をお願いをしているのですか。どのような状態になっておりますかお伺い致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）人数ですが現在利用されているのが35名、業者ですが度会町「かおり食堂」へ委託をしております。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）度会町の「かおり食堂」へお願いをしているという

事ですが、これは高齢者だけではなく障害者に関係するところもなさっているのではないかと思います。関連する内容でございますので、合わせてご説明頂きたいと思っております。それから中学校の関係でございますが、これは以前より一般質問でも申し上げておりました、今回もこの当初予算の中でも申し上げてきたところでございますが、所謂、アスベストをつかわれております食器乾燥機の問題でございます。これが中学校でも乾燥機とか、或は、調理器に使われておりますが、この回転釜とは関係はないのですか、今後のご予定も含めまして伺っておきたいと思っております。よろしく願いを致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）これは、要項で定めております事業でございます。ここでは調理が困難な方という事で、規則の中でうたっております障害の方とは違ってはおりませんが、そういうことを持った方でやはり調理ができない方もお見えになるかもしれませんが、そういう広い意味でとらえております。以上でございます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）学校給食の食器の関係でございますが、今回修理を致しますガス回転釜につきましては、アスベストの問題とは違っておりました点火室の修理をするものでございます。議員ご心配頂いております食器消毒保管庫につきましては、20年の当初予算でもお願いをしてあげておるところでございますが、年次古い物から順次購入をしていく計画を立てておりますが、今回中学校につきましてはこの補正予算の中では交換の費用としては計上を致してはおりません。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）只今、答弁を頂いたところでありますが、学校の給食の関係におきましては、これを突破口にして小学校或は、保育所の給食、調理まで企業の金儲けの場所として大事な町民のこの施設を貸す、こういうやり方はきっぱりと止めにしてもらいたい。このように思いまして質問を致しました。そして子どもたちの食べる、直接口に入れる食器の問題でございます。給食室の問題でございますので、これは年次を追ってなんて後4年も5年もかけてというようなそんな大変なことではいけないと思っております。やはり子どもの健康を大事に考え、又、町長もいっておられますように『住んでよかった』という玉城町というのは、やはり安全な環境を整えるということではないかと思います。満足度NO1のまちづくり、そして安心して暮らせる町、又、子育てを支援するということをおっしゃる町長のこの政策にのっかって各担当、或は、教育委員会は取り組みを強めて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。11番 野口繁君

11番（野口繁君）お尋ねしたいのですが、24ページの不動産売り払い収入が82万2千円あるのですが、場所と単価をお聞きしたいと思います。続きまして、25ページの古紙類の売り払い収入が26万2千円増になっておりますが、トータルで400万を超えるかと思いますが、現在の売却の単価、明細がわかっていたらお教え願いたいと思います。48ページの農業振興費の中で負担金補助交付金の中で水田土地利用型農業活性化対策事業交付金でございますが、62万円の減でございますが、どれだけの実績があったのかお教え願いたいと思います。

議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

総務課長（中郷徹君）24ページ土地売り払い収入につきましてでございます。今回、売却を致しますのは、面積82.2平方メートル、場所は宮古地内でございます。単価1平方メートル当り1万円。以上です。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）古紙の売り払い収入の単価でございますが、これにつきましては、平成19年4月1日から20年3月1日までの価額という事で契約をしております。まず、新聞につきましては1キロ8円、ダンボールにつきましては1キロ当り6円、雑誌につきましては1キロ当り6円、牛乳パックの多き方ですが1キロ当たり10円、牛乳パックの小さい方ですが1キロ当り1円、以上で契約をしております。

議長（小林一則君）農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長（田畑良和君）48ページの水田土地利用型農業活性化対策事業交付金でございますけれども、当初予算としまして1千100万円頂いております。この62万円の予算の補正減ですが差し引き致しますと1千38万円という事で、このような数字で決算を迎えられるじゃないかとそういうふうなところでございます。明細は後日お示しさせていただきます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。7番 小林豊君

7番（小林豊君）53ページ土木費の工事請負費から原材料費200万円へ組み換えという事ですが、これに至る経緯を教えてください。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）私ども、土木関係所管を致しております中で、原材料費におきましては、道路維持修繕原材料費又、生活道舗装の原材料費といったことで所管をさせて頂いております。そういった中で道路修繕の原材料費に不足が生じたので、同様目的の維持修繕工事のほうからその200万円を補正でお願いをするといったことでございます。以上でございます。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第27号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第28号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）



挙手全員であります。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第29号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第30号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。発言を許します。

「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第31号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第32号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第33号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第34号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第35号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第36. 発議第1号 道路特定財源の確保を求める意見書(案)についてを議題と致します。ただちに、提出者6番 東谷富雄君の趣旨説明を求めます。6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君)発議第1号 道路特定財源に係る意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。今日の車社会において、道路交通の果たす役割は私たちの生活圏を広げるとともに、地域活性化へ大きく貢献しています。又、災害時における代替道路の整備などその必要性、重要性はいうまでもないことであります。道路は今も昔も私たちが社会生活を営むための非常に重要な社会資本であることに変わりはありません。一方地方の状況を見ますと道路整備は完成したというものの程遠く、特定財源はその役割を終わったという現状ではありません。道路の考え方に基づいて道路利用者が道路整備の費用を負担する制度であり、地方が自立するために道路網整備は欠くことのできないものであります。今暫定税率の収集が国会において議論されております。仮に、この暫定税率が失効した場合当町において約7千万円が歳入欠陥となり行政運営に大きな障害となり許しがたい暴挙であります。そしてこ

の一般財源化は地方の切捨てといわざるといえず、到底認めることはできません。特に、当町は紀伊半島に位置し半島振興地域の指定を受けており、地理的ハンディを克服する為に、交通整備の重要性は国の責任として保障すべきであり、その方策は強く国に要望するものであります。どうか、この主旨にご賛同賜りますようよろしくお願い致します。趣旨説明とさせていただきます。議長（小林一則君）提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。まず、本案に対する質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）今後10年に渡って59兆円の事業量という事でこれは誰から頼まれて出してきたのか、形だけは住民の願いを受けて地方議会が意見書を挙げていくようなそういう形態をとっておりますけれども、異常な姿でございます。そんな中におきまして少しお伺いをしてみたいと思います。防災、或は、交通安全対策等の地域の住民の皆さんの願うような、そういった防災・交通安全・通学路の安全対策そういったものに使われるとされております計画は、この59兆円の中で約%程度に、何割程度に当たっていると認識されているのでしょうか。お伺いします。

議長（小林一則君）6番 東谷富雄君

6番（東谷富雄君）今、鈴木議員の質問がありましたが、そこまでの数値は認識しておりません。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）これは、以前は共産党しか言わないというような状態でしたが、ここへきまして一般人にもたびたびその内容についての報道がなされておりますので、町民の皆さんも驚いているところであります。なんと59兆円の中で安全対策・交通安全対策・或は通学路の安全対策とか、防災のためのその費用というのが1割という状況でございます。それやったらやっぱり一般財源化にするのではないかというような意見は、そんなところから出ているかと思っております。今、提案者の方から把握してないという話でありましたので、やはり自分のものとして捕らえてこの提案をされたものでないということが明らかになったなど、このように思います。議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）反対討論をさせていただきます。発議第1号として道路特定財源にかかる意見書案の提出という事でも出されてまいりました。この提

案に当たりまして、各常任委員長が名前を連ねているというところに、玉城町の議会の異常さを感じるのをございます。今、各誌、又新聞、週刊誌、或は、テレビにおきまして各放送局におきまして、この道路特定財源の問題が取り出されています。なかなかわかりにくいなと思っていた住民の皆様にも随分とこの問題点が明らかに、認識できるような状態にまでなっております。そういう時にやはり皆さんの意見としましては、これはやっぱり見直すべきやと一般財源化するということによって、各地方自治体が何に使うのかは自由に決める。そういうことができるようにするべきやと、いうこのような意見が随分と多くなっております。道路だけに縛ってしかもあまり必要ではないのではないかと、思うような高速道路であるとか、或は、橋を又、何本をかけるとか、そしてこの道路特定財源は天下りといいますか外郭団体といいますか、そういったところに多く使われていて、この使い道についても住民の皆さんからは、非常に大きな批判が出ています。カラオケのセットであったり、あんま器、マッサージ付きの椅子を購入されていたりとか、又、旅行に使ったりとか、そういうようなこともあったようでございますが、大変問題になっておりますが、この特定財源にするということがこの温床にもなっていると思います。この意見書を玉城町から出すということは、私は賛成することはできません。道路特定財源の確保を求めるこの意見書反対の討論に立ちました。よろしく願いを致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました発議第1号の意見書については、後日関係方面へ提出いたしますのでご了解願います。

議長（小林一則君）次に、日程第37．発議第2号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定によりお手許に配付致しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(小林一則君)これを以って今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。以上をもって、平成20年第1回玉城町議会定例会を閉会致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成20年第1回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会に当たり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。特に今、定例会では各事業会計の平成20年度の当初予算を始め、大変重要な案件につきまして、ご審議を頂きました。全ての議案にわたってご承認を賜りましたこと厚くお礼を申し上げる次第でございます。又、審議の中で頂きました貴重なご意見を、今後の町政運営に反映をさせて頂きたいと考えているわけでございます。ご承知いただいておりますように、地方自治体を取り巻く状況は大変厳しいものがあるわけであります。特にそんな中にありまして、自主自立のまちづくり、そして住民の皆さん方との共同のまちづくりを進めていかなければならないわけであります。財政の健全化を図るために内部経費の見直しも、進めていかなければならないと考えておるわけであります。そして住民の皆さん方が安心して暮らしていただける町、さらに町の活力を付けていくために、一層の努力をしてみたいと考えて折るわけであります。議会の皆さん方におかれまして一層の今後のご支援を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時17分 閉会)